

第81 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成28年6月29日(水曜四)/午前10時

場所

当社本店5階会議室

決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 補欠社外取締役1名選任の件

目 次

第81期定時株主総会招	集ご通知			1
事業報告				
・	- 関する重佰			3
	で 戻する手 項 バその成里			3
(2)設備投資及7%	うでの成本 資金調達の状況 ··			3
(3)財産及び損益(カ状況の推移			4
(4)対処すべき課題				6
(5)主要な事業内容				7
(6)企業集団の主要				8
(7)従業員の状況				8
(8)重要な親会社)	及び子会社の状況			9
(9)事業年度末日(こおける特定完全子	会社の状況	•••••	11
(10)剰余金の配当等	等を取締役会が決定	する旨の定款の定め	が	
あるときの権限	限の行使に関する方		•••••	11
2. 会社の株式に関す	する事項		•••••	12
3. 会社の新株予約	権等に関する事項		•••••	12
4. 会社役員に関する	る事項		•••••	13
5. 云訂監登人に関	9 る事垻	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	20
6. 業務の適正を確何	呆するための体制及	び当該体制の運用状	況	21
連結損益計算書 ···· 連結株主資本等変動詞 連結注記表 ·········	計算書			26 27 28 29
損益計算書			•••••	39
株主資本等変動計算	뢐		•••••	40
個別注記表	•••••		•••••	42
監査報告書				47
連結計算書類に係る				
計算書類に係る会計	ニューニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニー	· 、		48
監査委員会の監査報				49
株主総会参考書類 第1号議案 取締役	7名選任の件	件		50
インターネットによる	義決権行使のご案内]		57
株主総会会場のご案内				

大阪市淀川区木川東四丁目11番3号 (本社事務所) 東京都品川区南大井五丁目17番9号

黒田電気株式会社

取締役兼代表執行役社長 細 川 浩 一

第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成28年6月28日 (火曜日)午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

57頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、平成28年6月28日(火曜日)午後5時30分までに賛否をご入力ください。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成28年6月29日(水曜日)午前10時
- 2. 場 所 大阪市淀川区木川東四丁目11番3号 当社本店5階会議室
- 3. 会議の目的事項 報告事項
- 1. 第81期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、 連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結 果報告の件
- 2. 第81期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 補欠社外取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 賛否の表示のない議決権行使書用紙の取り扱い

各議案について賛否の表示の無い議決権行使書用紙が提出された場合は、議案について「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

(2) 代理人による議決権行使

当社定款の定めにより、代理人は当社の議決権を有する株主様のみとさせていただいております。

代理人により議決権を行使される場合は、

- ① 代理権を証する書面(委任状)
- ② 株主様の議決権行使書用紙その他の株主様本人を確認できる資料以上2点のご提出が必要となります。
- (3) 議決権の不統一行使

議決権を不統一行使される場合には、定時株主総会の日の3日前までに議決権の不統一 行使を行う旨とその理由を当社までご通知くださいますようお願い申しあげます。

以上

お願い

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

また、当日ご出席の際は、紙資源節約のため、本通知をご持参いただきますようお願い申しあげます。

本通知の添付書類及び株主総会参考書類について、修正事項が生じた場合は、当社ウェブサイト(http://www.kuroda-electric. co.jp)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、日本に訪れた外国人によるインバウンド消費が好調である反面、個人消費の伸び悩みや設備投資の鈍化並びに為替変動など、景気の先行きに不透明感が見られる状況となっております。また、海外においては、米国経済は堅調に推移し、欧州も金融緩和が奏功し穏やかな景気回復を見せましたが、アジアは、中国経済の急激な景気減速に伴い原油安、資源安が加速し、新興国も含め総じて景気は不安定なものとなりました。

そのような状況の下、当社グループは「強い成長基盤を構築する」をスローガンに掲げ、 重点事業及び重点エリアへの集中、ビジネス拡大のための継続的かつ積極的な投資を行い、 収益基盤の多様化と安定的な企業成長への取組みを行ってまいりましたが、国内外における 液晶関連ビジネスが急激な市場変化の影響を受けたことにより、下期、特に第4四半期に当 初計画を大幅に下回る結果となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,856億5百万円(前期比12.5%減)、営業利益は81億8百万円(前期比18.1%減)、経常利益は77億19百万円(前期比25.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は38億71百万円(前期比42.8%減)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

<日本>

日本においては、製造部門は、主に部品メーカー向け設備の受注増加により堅調に推移したものの、商社部門は、液晶関連ビジネスの急激な受注の減少により前年実績を下回りました。この結果、売上高は1,915億86百万円(前年同期比4.8%減)、営業利益は57億41百万円(前年同期比9.1%減)となりました。

<アジア>

アジアにおいては、主に中国市場におけるスマートフォンを中心とするモバイル関連ビジネスの大幅な受注の減少により、前年実績を下回りました。この結果、売上高は866億24百万円(前年同期比26.6%減)、営業利益は22億17百万円(前年同期比32.8%減)となりました。

<その他>

その他のセグメント(北米及び欧州)においては、売上高は73億95百万円(前年同期比3.6%増)、営業損失が1億33百万円(前年同期は営業利益65百万円)となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、機械装置等の取得を中心に22億83百万円の設備投資を実施いたしました。設備投資資金につきましては、主に自己資金によっております。

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

議決権行使のご案内

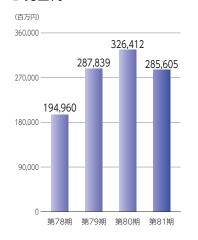
(3) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

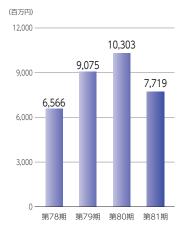
	区	分	第78期 ^{平成25年3月期}	第79期 ^{平成26年3月期}	第80期 ^{平成27年3月期}	第81期 (当連結会計年度) 平成28年3月期
売	上	高 (百万円)	194,960	287,839	326,412	285,605
経	常利	益 (百万円)	6,566	9,075	10,303	7,719
親会社	株主に帰属する当	期純猫(百万円)	4,135	5,792	6,765	3,871
1 档	当たり当	期純利益 (円)	134.03	186.93	189.44	102.86
潜在株	式調整後1株当2	たり当期純利益 (円)	125.07	153.91	179.76	_
総	資	産 (百万円)	109,655	134,296	144,818	114,814
純	資	産 (百万円)	53,706	65,714	77,788	76,774
1 杉	*当たり	吨資産額(円)	1,637.22	1,793.62	1,976.40	1,966.29

- (注) 1.「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日) 等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
 - 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数(自己株式を除く)により 算出しております。
 - 3. 第81期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

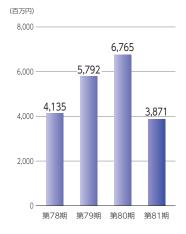
■売上高



■経常利益



■ 親会社株主に帰属する当期純利益



②当社の財産及び損益の状況の推移

	区	分	第78期 ^{平成25年3月期}	第79期 ^{平成26年3月期}	第80期 ^{平成27年3月期}	第81期 (当期) 平成28年3月期
売	上	高 (百万円)	126,731	198,416	202,917	191,797
経	常利	益 (百万円)	3,775	4,703	8,132	5,394
当	期 純 利	益 (百万円)	1,850	3,026	6,242	4,154
1 杉	‡当たり当期	月純利益(円)	59.97	97.66	174.81	110.38
潜在树	株式調整後1株当た	り当期純利益 (円)	55.96	80.41	165.88	_
総	資	産 (百万円)	81,500	98,197	103,190	90,012
純	資	産 (百万円)	38,376	44,608	53,380	54,915
1 枚	株当たり純	資産額(円)	1,243.82	1,293.69	1,418.35	1,459.15
1 ‡	侏当たりi	配当額(円)	30	32	36	67

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数(自己株式を除く)により算出しております。
 - 2. 第80期の1株当たり配当額36円は、創業70周年記念配当3円を含んでおります。
 - 3. 第81期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。



(4) 対処すべき課題

当社グループは「事業構造の変革へ挑戦する」を次期スローガンに掲げ、全社員新体制で収益の追求を図り、高い目標に挑戦し必達することでグローバルな継続的成長を目指してまいります。

これらを踏まえ、当社グループは次の6項目を今後対処すべき重要課題と位置付け企業活動を展開し、成長性と収益性の向上を追求してまいります。

- ①事業構成の再編
- ②収益の追求
- ③継続的且つ積極的な投資戦略
- ④事業基盤の強化
- ⑤コーポレートガバナンスの強化・徹底
- ⑥CSR/環境への積極的取組み(教育支援活動、環境貢献活動、地域・家庭貢献活動)

コンプライアンス体制の強化

当社において、平成27年8月21日開催の臨時株主総会に関連してなされた、株主提案に反対する趣旨の「自生会 従業員一同」名義での声明文の公表に際し、一部の執行役及び従業員によるコンプライアンス上不適切な対応があったことを当社が認識できなかったという事態が生じました。当社では社外調査委員会による調査を行いその公表結果を受けて、この問題を厳粛に受け止め、下記の再発防止策(平成27年12月18日及び平成28年2月10日開示)を策定し改善を図っております。

- ①役職員の処分
- ②取締役・監査委員による監視機能の強化
- ③執行役の適切な評価体制整備
- ④役職員へのコンプライアンス教育の実施
- ⑤内部通報制度の実質的な活用
- ⑥相互監視体制の不足、及び内部チェックが機能しなかった問題への対応
- ⑦情報開示体制の整備

(5) 主要な事業内容(平成28年3月31日現在)

当社グループは電気材料、一般電子部品、半導体、その他製・商品の加工販売及び輸出入 を主な事業としております。

製・商品区分別の主な品目は次のとおりであります。

	区分		主要品目
電	₹ 材	料	絶縁板、フィルム・シート、粘着テープ、銅張積層板、半田類、 電線類、成形材料、化学品、印刷版、電設資材、成形品、金型
— 般	電子部	品	プリント板、コネクター・端子、フェライト・磁石、 アッセンブリー品、LCR電気部品、電源・電池、パネルスイッチ、 メモリー部品、金属部品、電力資材
半	導	体	表示装置、液晶デバイス、集積回路、半導体素子、周辺装置、 液晶用バックライト
そ	の	他	制御機器、機械装置、回路設計、CADソフト開発、電子機器

(6) 企業集団の主要な拠点等(平成28年3月31日現在)

本店	大阪市淀川区
本 社	東京都品川区
国内販売拠点	仙台、宇都宮、水戸、熊谷、茂原、静岡、安城、名古屋、津、福井、 京都、大阪、広島、新居浜、福岡
海 外 販 売 等 拠 点	Z.クロダ(シンガポール)PTE.LTD、黒田電气(香港)有限公司、クロダ エレクトリック U.S.A.INC.、台湾黒田電器股份有限公司、上海黒田貿易有限公司、クロダ エレクトリック フィリピンズ,INC.、クロダ エレクトリック コリア INC.、上海黒田管理有限公司、天津黒田貿易有限公司、クロダ エレクトリック チェコ s.r.o.、黒田電子(深圳)有限公司、クロダ エレクトリック(マレーシア)SDN.BHD. 、黒田虹日集団(香港)有限公司、P.T.クロダ エレクトリック インドネシア、エコ テックウェル インベストメントInc.、ナンカイ エンバイロテック Corp.、クロダ エレクトリック インディア PVT. LTD.
海外製造販売拠点	Z.クロダ(タイランド)CO.,LTD.、凱欣自動化技術(深圳)有限公司、東莞虹日金属科技有限公司、ボラムテック(ベトナム)CO.,LTD.、クロダオートテック(タイランド)LTD.、PT トリミトラ チトラハスタ、合肥市精捷塑胶技術有限公司、ナンカイ メキシコ, S.A. de C.V.
国内製造販売等拠点	黒田テクノ株式会社(横浜市港北区)、株式会社コムラテック(大阪府東大阪市)、株式会社Sohwa & Sophia Technologies(川崎市麻生区)、日動電工株式会社(大阪市北区)

(7) 従業員の状況(平成28年3月31日現在)

①企業集団の従業員数

従 業 員 数 (名)	前期末比増減 (名)
4,159	△594

⁽注) 従業員数減少の主な要因は、イーコリア&クロダ エレクトリック インディア PVT. LTD. が持分法適用関連会社となったこと、ナンカイ メキシコ, S.A. de C.V.の生産計画変更に伴う人員減少によるものであります。

②当社の従業員数 (ご参考)

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年令 (才)	平均勤続年数 (年)
330	3	40.6	14.6

⁽注)従業員数には、子会社に対する出向社員(44名)は含まれておりません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況 ①親会社との関係 該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権の 所有割合 (%)	主 な 事 業 内 容
Z.クロダ (シンガポール)PTE.LTD.	600 千シンガポールドル	100.0	電気材料、一般電子部品、半導体、 その他商品の卸売
Z.クロダ (タイランド) CO.,LTD.	250,000 千タイバーツ	100.0	電気材料、一般電子部品、半導体、 その他商品の卸売及び製造販売 電気・電子部品の加工販売(表面処理)
黒田電气(香港)有限公司	4,000 千香港ドル	100.0	電気材料、一般電子部品、半導体、 その他商品の卸売
クロダ エレクトリック U.S.A.INC.	1,500 千米ドル	100.0	電気材料、一般電子部品、 その他商品の卸売
台湾黒田電器股份有限公司	30,000 千台湾ドル	100.0	電気材料、一般電子部品、半導体、 その他商品の卸売
黒田テクノ株式会社	200 百万円	100.0	自動機械、その他製品の製造販売
上海黒田貿易有限公司	13,540 千米ドル	100.0	電気材料、一般電子部品、半導体、 その他商品の卸売
クロダ エレクトリック フィリピンズ,INC.	10,542 千フィリピンペソ	100.0	電気材料、半導体、 その他商品の卸売
株式会社コムラテック	100 百万円	100.0	液晶用特殊版材の製造販売
クロダ エレクトリック コリア INC.	750 百万ウォン	100.0	電気材料、一般電子部品、 その他商品の卸売
上海黒田管理有限公司	4,500 千米ドル	100.0	中国におけるグループ内企業への 管理・業務サービスの提供
天津黒田貿易有限公司	200 千米ドル	100.0	電気材料、一般電子部品、半導体、 その他商品の卸売
凱欣自動化技術(深圳)有限公司	1,000 千米ドル	100.0 (100.0)	自動機械、その他製品の製造販売

会 社 名	資本金	議決権の 所有割合 (%)	主 な 事 業 内 容
クロダ エレクトリック	61,045	100.0	電気材料、一般電子部品、
チェコ s.r.o.	千チェココルナ		その他商品の卸売
黒田電子(深圳)有限公司	300 千米ドル	100.0 (100.0)	電気材料の卸売
株式会社Sohwa & Sophia	497		回路設計、電子機器の開発、
Technologies	百万円		CADソフト開発販売
日動電工株式会社	190 百万円	69.2 (58.3)	電設資材、電力資材等の製造販売
クロダ エレクトリック (マレーシア)	1,000	100.0	電気材料、一般電子部品、半導体、
SDN.BHD.	千米ドル		その他商品の卸売
黒田虹日集団(香港)有限公司	100 千香港ドル		金型等の外貨建て販売
東莞虹日金属科技有限公司	8,000 千米ドル	55.0 (55.0)	金型及び金属プレス部品の製造販売
ボラムテック(ベトナム)	4,000	51.0	アルミダイカスト製品の製造販売、
CO.,LTD.	千米ドル	(51.0)	アッセンブリー、部品・材料の販売
P.T.クロダ エレクトリック	500	70.0	電気材料、一般電子部品、
インドネシア	千米ドル	(70.0)	その他商品の卸売
クロダ オートテック	176,000	100.0	大型樹脂成形金型の製造販売、
(タイランド)LTD.	千タイバーツ		フィルム加工品等の製造販売
PT トリミトラ	8,000	65.5	金属プレス部品、樹脂成型品、
チトラハスタ	百万ルピア		金型の製造販売及び溶接加工品の製造販売
合肥市精捷塑胶技術有限公司	4,000	100.0	成形品、フィルム加工品等の
	千米ドル	(100.0)	製造販売
エコ テックウェル	30,000	100.0	不動産開発、不動産売買及び賃貸、
インベストメント Inc.	百万ウォン		不動産コンサルティング
ナンカイ エンバイロテック Corp.	1,000 千米ドル	100.0	自動車用内装部品の販売
ナンカイ メキシコ, S.A. de	50,000	100.0	自動車用内装部品用
C.V.	メキシコペソ	(100.0)	射出成形部品の製造

会 社 名	議決権の 資本金所有割合 (%)	
クロダ エレクトリック インディア PVT. LTD. (注)4	130百万 ルピー 100.0	電気材料、その他商品の卸売

(注) 1. 議決権の所有割合の() 内は間接所有割合であり、内数であります。

これに伴い、第81期の配当性向は65.1%となります。

- 2. クロダ シンセイ (タイランド) CO.LTD.は、当連結会計年度において清算したため、連結の範囲から除外しております。
- 3. イーコリア&クロダ エレクトリック インディア PVT.LTD.は、当連結会計年度において、当社が保有する株式の一部を譲渡したことにより持分法適用関連会社となったため、連結の範囲より除外しております。
- 4. クロダ エレクトリック インディア PVT.LTD.は、新規に設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(9) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、従前より株主の皆様にとっての収益性、将来の事業拡大、会社の財務体質の強化を総合的に考慮した上で、長期的視野に立った安定的な成果配分を継続することを基本方針としておりますが、昨年7月10日付で「株主還元方針の策定に関するお知らせ」において、次のとおり当社中期計画期間中(2015年度~2017年度)に適用する株主還元方針を開示しております。

- ①「親会社株主に帰属する当期純利益」の50%相当分に対しては配当性向30%とし、70%は成長投資に振り向けます。
- ②「親会社株主に帰属する当期純利益」の残り50%相当分に対しては、その時点の経済情勢や当社の資金需要を総合的に判断して、配当性向を50%~100%の間で決定いたします。かかる具体的方針の策定に伴い各期における配当性向は、40%~65%の水準となります。当該方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき20円とさせていただき、年間配当金はこれに第2四半期末配当金47円を加え、1株につき67円を予定しております。

取締役会決議日	該当期間	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基	準	В	効力発生日
平成27年10月30日	中間	1,768	47	平成27	7年9月	∃30日	平成27年12月10日
平成 28 年 5 月 13 日	期末	752	20	平成28	3年3月	月31日	平成28年6月30日

2. 会社の株式に関する事項(平成28年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 120,000,000株

(2) 発行済株式の総数 39,446,162株 (1単元の株式の数 100株)

(3) 株主数 9,381名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,797	12.74
株式会社レノ	3,001	7.97
株式会社C&I Holdings	2,187	5.81
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	1,587	4.21
中島 章智	1,426	3.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,195	3.17
株式会社南青山不動産	1,076	2.85
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	820	2.18
JP MORGAN CHASE BANK 385166	745	1.97
KAS BANK CLIENT ACC RE AIF	671	1.78

⁽注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) **当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況** 該当事項はありません。
- (2) 使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 該当事項はありません。
- (3) **その他新株予約権等に関する重要な事項**(平成28年3月31日現在) 該当事項はありません。

^{2.} 当社は、自己株式1,811,145株を保有しておりますが、上記10名の株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

t	也 位	Ī		氏	名		担当	重要な兼職の状況
取	締	役	金	子		孝	指名委員 報酬委員	
取	締	役	黒	\blacksquare	信	行	監査委員	
取	締	役	細	Ш	浩	_	指名委員	
取	締	役	常	Ш	邦	雄	指名委員 監査委員 報酬委員	公認会計士・税理士 トップリート投資法人 監督役員
取	締	役	岡	Ш	重	俊	指名委員 監査委員 報酬委員	
取	締	役	Ш	下		淳	指名委員 監査委員 報酬委員	弁護士

- (注) 1. 取締役 常山邦雄 氏、岡田重俊 氏及び山下 淳 氏は、会社法第2条第15号に定める資格要件を満たす社外取締役でありま

 - 取締役 常山邦雄 氏、岡田重俊 氏及び山下 淳 氏は、会社法第2条第15号に定める資格要件を満たす社外取締役であります。
 監査委員 常山邦雄 氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 取締役 常山邦雄 氏が監督役員を務めるトップリート投資法人と当社の間には、特別の関係はありません。
 当社は、取締役 常山邦雄 氏、 岡田重俊 氏及び山下 淳 氏が、東京証券取引所が指定を義務付けている一般株主と利益相反が生じるおぞれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
 当社は、監査委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査委員会との連携を可能とすべく、黒田信行 氏を常勤の監査委員として選定しております。

(2) 執行役の状況

地 位	氏 名	担当	重要な兼職の状況
代表執行役	金 子 孝	会長	
代表執行役	細川浩一	社長	
執行役専務	村上正三	国内統括	
執行役常務	中江良範	海外統括	
執 行 役	吉良昌彦	東日本営業本部長	
執 行 役	森 安伸	第1・第2管理本部長	
執 行 役	山本恵生	中部営業本部長	
執 行 役	須 江 淑 明	西日本営業本部長	

- (注) 1. 執行役 金子 孝 氏及び細川浩一 氏は、取締役を兼務しております。
 - 2. 執行役 村橋 和哉 氏は平成27年12月31日に執行役を退任いたしました。なお、当該執行役の退任時の担当は、第2管理本部長兼法務・知的財産部長であります。
 - 3. 執行役 須江 淑明 氏は、平成28年3月31日に執行役を退任いたしました。なお、当該執行役の地位及び担当は、退任時の地位及び担当であります。
 - 4. 平成28年4月1日付で次のとおり担当の変更がありました。

地位	氏 名	担当
執行役常務	中江良範	第3海外本部長
執 行 役	吉良昌彦	事業戦略室長

5. 平成28年4月1日より、執行役体制に加え、業務執行役員体制を強化し、社業にあたることといたしました。今回の体制は、業務執行役員の役割をこれまで以上に重視し、大きな権限を付与するとともに、事業分野毎の責任を明確にするものであります。

地位	氏 名	担当
業務執行役員	須 江 淑 明	第1海外本部長
業務執行役員	田中丸 純一郎	第1管理本部 グローバル管理部長
業務執行役員	中山浩三	第2海外本部長
業務執行役員	原 俊明	国内統括付
業務執行役員	Kangsoo Yoon	クロダ エレクトリック コリア INC. Managing Director
業務執行役員	Cheng Jit Ann	Z.クロダ(シンガポール)PTE.LTD. Managing Director
業務執行役員	増 田 嘉 視	HDD事業本部長

地位		氏	名		担当
業務執行役員	若	林	茂	喜	第3管理本部長
業務執行役員	香	Ш	卓	士	株式会社コムラテック 代表取締役社長
業務執行役員	東		Ξ	郎	中部営業本部 第2営業部長
業務執行役員	春	В	哲	也	東日本営業本部長
業務執行役員	松	Ш	昌	Ξ	西日本第1営業本部長
業務執行役員	舛	本	浩	_	西日本第2営業本部長
業務執行役員	+	Ш	雅	希	人事部長

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 報酬委員会における取締役及び執行役の報酬等の決定方針及び当該方針の内容

①基本方針

当社では、平成18年7月13日に開催した報酬委員会において、以下のとおり決議いたしました。

会社法の規定に基づく指名委員会等設置会社である当社は、経営の監督と業務執行という機能の分担が明確になされることから、各々の基本的役割に関する認識に基づいた報酬額の設定とする。

②決定及び開示の範囲

報酬委員会が決定し、開示する「取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の額」の範囲は、透明性を高めるために、当社グループから支給する報酬等の総額とする。

③取締役報酬

執行役に委任した経営執行内容を監督し、重要事項の意思決定を行う一方で、重要なステークホルダーである株主の代表としての側面が求められることから、業績連動型報酬とせず年俸に基づく固定報酬とする。

社内取締役は、経営に対して客観的立場を保持するが、社業に携わった経験から業務監督にあたること、社外取締役は経営に対して社会的公正と客観的立場を保持し経営の監督及び牽制にあたることから、各々の役割責任に対応した報酬とする。

4執行役報酬

取締役会より委任された事項につき業務執行にあたる対価としての報酬とし、その役割任務は企業価値を高めるための活動であることから、業績に一定連動させる体系とするなかで、連結売上高達成率、営業利益達成率のほか、在庫縮減に向けた取組み、コンプライアンスに対する目標達成状況といった項目を指標とした評価を行う。

- ・基本報酬
 - 役位に基づく固定額報酬とする。
- ・短期インセンティブ(賞与) 役位報酬に対する一定額を標準とした業績連動による賞与とする。

(5) 取締役及び執行役の報酬等の総額

					報酬委員会決議に基づく確定金額			
	区		分		支 給 人 員 (名)	支 給 額 (百万円)		
執		行		役	9	300		
社	内	取	締	役	3	15		
社	外	取	締	役	4	18		
	合		計		16	334		

- (注) 1. 取締役と執行役を兼務している者は、2名おります。
 - 2. 役員の員数には子会社から報酬を一部支給している執行役を含みます。

(6) 社外取締役に関する事項

- ①他の法人等の業務執行者との兼任状況 該当事項はありません。
- ②他の法人等の社外役員との兼任状況 該当事項はありません。
- ③主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- ④当事業年度における主な活動状況
 - ア. 常山邦雄 氏

当期開催の取締役会全16回のすべてに出席し、公認会計士及び税理士としての見地から、財務及び会計に関する豊富な知識及び経験に基づき、変動著しい経営環境に対処するにあたっての企業行動のあり方といった観点とともに、コーポレート・ガバナンスの徹底に向けた議案審議・政策決定に必要な発言等を適宜行っております。

当期開催の指名委員会全1回に出席し、当社の事業展開にふさわしい取締役会及び 執行役制度について検討し役員候補選考にあたるとともに、議案審議に必要な発言を 適宜行っております。

当期開催の報酬委員会全2回のすべてに出席し、役員報酬を公平かつ適正に定めるという観点に立ち、事業環境の変化に対応した取締役及び執行役の報酬のあり方について、議案審議・方針決定に必要な発言等を適宜行っております。

当期開催の監査委員会全12回のすべてに出席し、監査を通じてコンプライアンス経営を実現するという観点から、監査委員会委員長として議案審議に必要な発言等を適宜行うほか、子会社や事業所への往査にあたっております。

イ. 岡田重俊 氏

当期開催の取締役会全16回のすべてに出席し、主として出身分野である自動車メーカーにおける実務経験及び見地から変動著しい経営環境に対処するにあたっての企業行動のあり方といった観点とともに、コーポレート・ガバナンスの徹底に向けた議案審議・政策決定に必要な発言等を適宜行っております。

当期開催の指名委員会全1回に出席し、当社の事業展開にふさわしい取締役会及び 執行役制度について検討し役員候補選考にあたるとともに、議案審議に必要な発言を 適宜行っております。

当期開催の報酬委員会全2回のすべてに出席し、役員報酬を公平かつ適正に定める という観点に立ち、事業環境の変化に対応した取締役及び執行役の報酬のあり方について、議案審議・方針決定に必要な発言等を適宜行っております。

当期開催の監査委員会全12回のすべてに出席し、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し企業価値に結びつけるという観点から、議案審議に必要な発言等を行っております。

ウ. 川下 淳 氏

平成27年6月26日の取締役就任以来、14回開催した取締役会のすべてに出席し、 弁護士としての見地から、法令遵守の実現のみならず、変動著しい経営環境に対処す るにあたっての企業行動のあり方といった観点とともに、コーポレート・ガバナンス の徹底に向けた議案審議・政策決定に必要な発言等を適宜行っております。

また、就任以来、指名委員会全1回に出席し、当社の事業展開にふさわしい取締役会及び執行役制度について検討し役員候補選考にあたるとともに、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

就任以来、報酬委員会全2回のすべてに出席し、役員報酬を公平かつ適正に定める という観点に立ち、事業環境の変化に対応した取締役及び執行役の報酬のあり方について、議案審議・方針決定に必要な発言等を適宜行っております。

就任以来、10回開催した監査委員会のすべてに出席し、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し企業価値に結びつけるという観点から、議案審議に必要な発言等を行っております。

エ. 当該事業年度における当社の不当・不正な業務執行に関する対応の概要

平成27年8月21日開催の臨時株主総会に関連してなされた、株主提案に反対する趣旨の「自生会 従業員一同」名義での株主提案に反対する趣旨の声明文の公表に際し、一部の執行役及び従業員によるコンプライアンス上不適切な対応があったことを当社が認識できなかったという事態が生じました。

各氏は、各氏が委員を務め、なおかつ社外取締役が過半数を占める監査委員会において、当社と利害関係を有しない外部専門家に調査を依頼することが適切であると判断し、平成27年9月10日に社外調査委員会を設置することを決定し、この声明文の作成・公表についての調査を同委員会に委託いたしました。その結果、同年11月27日に調査報告書を受理し、これを公表いたしました。

さらに各氏は日本取引所自主規制法人と連絡を取り、日常の相互監視に加え、執行役のコンプライアンスに関する適切な判断やその他役職員への指導も含めた監査委員としての監視・監督体制の強化を提言し、また、内部通報システムの運用ルールを変更し、それに伴う自浄作用を促進する等、当社の監視・監督を行っております。

⑤親会社又は子会社から受けている報酬等の総額 該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	区 分	金額
1	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	45百万円
2	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

- (注) 1. 当社監査委員会は、会計監査人の監査計画における監査時間及び監査報酬の推移、過年度における監査計画と実績の状況を確認し、監査の効率化に関する説明を受け、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務) として「財務デューデリジェンス業務」を委託しております。

(5) 連結子会社の監査

海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人 (外国におけるこれらの資格を有する者を含む)の監査を受けております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査委員会が、会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合、解任又は不再任とする方針であります。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は平成18年6月29日開催の取締役会におきまして、会社法が定める「業務の適正を確保するための体制」に関する決議を行い、その後、平成27年10月30日開催の取締役会におきまして一部改定を行いました。

ア. 執行役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループ全体を包括するコンプライアンス体制の基礎として、執行役・使用人に法令・定款・社内規則の遵守を求めた「黒田電気グループコンプライアンス行動規範」を制定しており、これに基づき執行役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制を構築する。また、当社事業に関連する各種法令に対応した社内規程・ガイドライン並びに各部門の業務規程・マニュアルを策定し、研修等を通じて徹底するとともに、適時その運用状況を確認し、必要に応じ社内規程類の改定を行う。

また、当社グループ内のコンプライアンスを徹底するために、「黒田電気グループホットライン」を設置し、「グループ内部通報規程」に基づき法令・定款・社内規則に反する 行為についての国内外からの通報窓口として運用・整備する。

イ. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社並びに当社グループは、執行役の職務執行に係る情報として株主総会議事録、執行役会議事録(提出資料を含む)及び計算書類を、その保存媒体に応じ適切な方法で、かつ検索性の高い情報で保存・管理することとし、10年間は閲覧可能な状態を維持する。

更に執行役会は、「文書管理規程」に基づき、執行役の職務の執行に係るその他の重要な書類を適切に記録し、これを保存・管理するとともに、「文書管理規程」他関連規程を必要に応じ、適宜見直し、その厳正な運用を図る。

ウ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業運営に係る各種リスクに対応するために「リスクマネジメント規程」を制定・運用する。代表執行役は「リスクマネジメント規程」に基づき、「企業行動委員会」を設置し、当社が直面する可能性のある個々のリスクに対する体系的な管理体制を構築・運営する。

企業行動委員会は、当社並びに当社グループの事業運営に関するリスクマネジメント を統括し、対応するリスク毎に専門部会を設置し、リスクの発生を予防するとともに損 失の最小化を図る。

また、通常業務にあっては、「経理規程」、「債権管理規程」その他関連規程並びに職場 環境の保全を目的とする「衛生委員会」の運用により、事業運営リスクの管理・低減を 図る。

更に、不測の事態が発生した場合には、「危機管理マニュアル」に基づき、代表執行役を最高責任者とする緊急対策本部を設置し、必要に応じ危機管理チームを編成し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止するとともに、事業運営への影響を最小限に止める体制を整える。

エ. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の経営機構及び業務執行を担当する執行役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会において各執行役の合理的な職務分掌及びその職務執行に対する報告・予算管理体制を定める。執行役は、「執行役会規程」及び「権限基準表」等の社内規程において定められた業務執行手続きに従い、適時的確に業務を行う。

更に、執行役会は、取締役会の定める全社的な経営方針に従い、重要事項に関して他の社内会議との連携を確保し、執行役に対する必要かつ効果的な情報の伝達を行う。

オ. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」及び「関係会社内部統制基本規程」に基づき報告制度を整備し、モニタリングを行うものとし、その経営に関する重要事項については、当社執行役会の承認事項とする。

当社の子会社主管部門並びに執行役は、子会社の所管事業については、その自主性を尊重し企業集団全体の経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行を図るとともに、企業行動委員会と連携し「黒田電気グループコンプライアンス行動規範」に基づくコンプライアンス体制・リスク管理体制の構築を図る。子会社の取締役等は、「関係会社管理規程」、「国内関係会社権限基準表」及び「海外関係会社権限基準表」等の社内規程に基づき、適時的確に業務執行を行うほか、重要事項について当社へ必要かつ効果的な情報伝達を行う。

内部監査部門は、子会社もその監査対象とし、監査委員と共同して子会社の業務執行を監査するとともに、その経営が法令や社内規程上疑義ある場合、又は、コンプライアンス上、リスク管理上、問題があると認められる場合には、代表執行役に報告するものとし、代表執行役は、その改善策を講じる。

- カ. 監査委員会の職務を補助すべき取締役、執行役及び使用人に関する事項 監査委員会の要請により、監査委員会の職務を補助すべき機関として監査委員会事務 局を法務部門に設置し、監査委員会が同部門の担当者を選任し、この任にあたらせる。
- キ. 前項の取締役及び使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項 前項事務局の担当者について、執行役からの独立性を確保するため、執行役会は当該 担当者の選任、解任、人事異動、賃金等の決定・改定については、監査委員会の同意を 得る。
- ク. 前二項の取締役、執行役及び使用人に対する実効性の確保に関する事項 監査委員会は、監査活動を行うにあたり監査委員会の職務を補助すべき取締役、執行 役及び使用人に対し、直接指揮・命令することができる。
- ケ. 執行役及び使用人が監査委員会に報告すべき事項並びにその他の監査委員会に対する報告に関する事項

執行役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実又は不正行為や重要な法令並び に定款違反行為を認知した場合、ただちに当該事実を監査委員会に報告する。

また、当社並びに当社グループの取締役・執行役及び使用人は、法令、「監査委員会規程」及び「監査委員会監査基準」に基づき監査委員会が要請した場合、監査委員会に対し、会社の業務及び財産の状況を報告する。

これらの報告をした者は、監査委員会に報告したことを理由として不利な扱いを受けない。

コ. 監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の 執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

監査委員会の職務の執行に関する費用又は債務については、監査活動を実施する際に 支障がないよう、必要な監査費用は当社が支払うこととする。

サ. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査委員会は、年間の監査計画に基づき監査活動を行い、会社の重要な会議への出席及び定期的な執行役からの報告等により当社グループの経営状態や意思決定プロセスを把握し業務執行を監督する。また、会計監査人及び内部監査部門より定期的な報告を受け相互に連携を行うことで、実効的な監査委員会体制を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンス体制について

コンプライアンス体制の基礎となる黒田電気グループコンプライアンス規範を社内外へ開示し、階層に応じた社内研修を実施し、法令や社内規程を遵守する取り組みを継続的に実施しております。

また、法令や社内規程に違反・抵触する行為を防止もしくは早期に発見して是正を図るため、内部通報制度として国内及び海外からの通報を受け付ける黒田電気グループホットラインを設置しており、グループ全体のコンプライアンスの実効性向上に努めております。今期は重大なコンプライアンス違反があり、関係機関とも連絡を取り、対応・対策を講じました。

② 執行役・使用人の職務の執行について

執行役の職務分掌は、取締役会において定め、執行役会規程及び権限基準表に基づき、 執行役会を原則として月に1回、必要に応じて臨時執行役会を開催しております。執行役 会には各執行役のほか、オブザーバーとして監査委員が出席し、重要な職務執行を監督 しております。執行役会議事録は全て作成・保管しております。

③ リスク管理体制について

リスクマネジメント規程に基づき、企業行動委員会を設置し、主に事業運営に関する リスクに関する検討を行い、黒田電気グループ全体のリスク管理の強化に取り組んでお ります。

子会社の経営管理につきましては、連結子会社へ役職員を派遣することに加え、毎月 開催される定時の執行役会において執行役から子会社の重要な経営状況について報告を 受け、現況を把握できる体制としております。

④ 内部監査の実施について

内部監査基本計画に基づき、内部監査部門が当社全部門の内部監査にあたるほか、子会社の業務監査を定期的に実施しております。監査の検証結果は代表執行役及び監査委員会へ報告されております。

⑤ 監査委員会の職務の執行について

監査委員会において定めた年間の監査方針・監査計画に基づき、当事業年度において は12回開催されました。執行役会をはじめとする重要な会議への出席や、各執行役、会 計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換や状況報告を受け、業務執行が適切に 行われていることを確認しております。

	A 4-
科 目	金額
(資産の部) 流動資産 現金及び預金 受取手形及び売掛金 をな卸資産 繰延税金資産 その他 貸倒引当金	90,381 19,053 53,155 15,379 602 2,234 △44
固定資産 有形固定資産 建物及び構築物 機械装置及び運搬具 土地 リース資産 建設仮勘定 その他	24,433 15,497 5,002 3,621 4,917 874 530 551
無形固定資産 のれん リース資産 その他	3,244 598 8 2,637
投資その他の資産 投資有価証券 退職給付に係る資産 繰延税金資産 その他 貸倒引当金	5,691 3,300 88 237 2,081 △16
資産合計	114,814

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	(単位:百万円)
科 目	金額
(負債の部)	
流動負債	35,231
支払手形及び買掛金	28,257
電子記録債務	1,623
短期借入金	468
リース債務	369
未払法人税等	1.075
賞与引当金	569
役員賞与引当金	69
その他	2,796
固定負債	2,809
リース債務	492
繰延税金負債	381
再評価に係る繰延税金負債	274
役員退職慰労引当金	6
退職給付に係る負債	1.045
その他	609
負債合計	38,040
(純資産の部)	30,040
株主資本	70,417
資本金	10,045
資本剰余金	10,074
利益剰余金	52,204
自己株式	△1,907
その他の包括利益累計額	3,583
その他有価証券評価差額金	366
繰延ヘッジ損益	84
	540
土地再評価差額金 為替換算調整勘定	2,792
局質授昇調発制化 退職給付に係る調整累計額	2,792 △200
非支配株主持分	2,772
<u>純資産合計</u>	76,774
負債純資産合計	114,814

		(単位:百万円)
科 目	金	額
売上高		285,605
売上原価		261,233
売上総利益		24,372
販売費及び一般管理費		16,263
営業利益		8,108
営業外収益		
受取利息及び配当金	207	
仕入割引	12	
維収入	184	404
営業外費用		
支払利息	62	
売上割引	74	
為替差損	490	
雑損失	166	793
経常利益		7,719
特別利益		
関係会社株式売却益	79	
関係会社清算益	49	
投資有価証券売却益	40	170
特別損失	4.070	
製品補償関連費用	1,070	
支払補償金	70	
固定資産除却損	50	
投資有価証券売却損	32	1 244
投資有価証券評価損	21	1,244
税金等調整前当期純利益	2 5 4 2	6,645
法人税、住民税及び事業税	2,543	2.534
法人税等調整額	△11	2,531
当期純利益		4,113
非支配株主に帰属する当期純利益		242
親会社株主に帰属する当期純利益		3,871

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

項目							株	主資	本	
					資	本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当	期	首	残	高		10,045	10,267	50,854	△1,906	69,261
当	期	変	動	額						
剰	_	-	の配	当		_	_	△2,521	-	△2,521
	配株主との関					_	△193	-	-	△193
	会社株主に			鯏益		_	_	3,871	_	3,871
	一己 梢					_	_	_	△0	△0
	地再評					_	_	0	_	0
	主資本期変					_	_	_	_	_
	期変		額合	計		_	△193	1,350	△0	1,156
当	期	末	残	高		10,045	10,074	52,204	△1,907	70,417

(単位:百万円)

		そ(の他の包	括利益累	計額		 非支配株主	絋 資 産
項目	その他有価証券	繰延ヘッジ	土地再評価	為替換算	退職給付に係る	その他の包括利益		合計
	評価差額金	損 益	差額金	調整勘定	調整累計額	累計額合計		
当 期 首 残 高	743	△61	526	3,978	△66	5,120	3,405	77,788
当 期 変 動 額								
剰余金の配当	_	_	_	_	_	_	_	△2,521
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	_	_	_	_	_	_	_	△193
親会社株主に帰属する当期純利益	_	_	_	_	_	_	_	3,871
自己株式の取得	_	_	_	_	_	_	_	△0
土地再評価差額金取崩額	_	_	_	_	_	_	_	0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△377	145	13	△1,186	△133	△1,537	△632	△2,170
当期変動額合計	△377	145	13	△1,186	△133	△1,537	△632	△1,013
当 期 末 残 高	366	84	540	2,792	△200	3,583	2,772	76,774

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社………33社

Z. クロダ(シンガポール)PTE.LTD. Z. クロダ(タイランド)CO.,LTD. 黒田電气(香港)有限公司 クロダ エレクトリック U.S.A.INC. 台湾黒田電器股份有限公司 黒田テクノ㈱ 上海黒田貿易有限公司 広州黒田電子有限公司 クロダ エレクトリック フィリピンズ INC. ㈱コムラテック クロダ エレクトリック コリア INC. 上海黒田管理有限公司 天津黒田貿易有限公司 凱欣自動化技術(深圳)有限公司 クロダ エレクトリック チェコ s.r.o. 黒田電子(深圳)有限公司 ㈱Sohwa & Sophia Technologies 日動電工㈱ ㈱天満トラスト グロダ エレクトリック(マレーシア)SDN.BHD. 黒田虹日集団(香港)有限公司 東莞虹日金属科技有限公司 ハイバット グローバル CO..LTD ボラムテック(ベトナム)CO..LTD. P.T.クロダ エレクトリック インドネシア クロダ オートテック (タイランド) LTD. ソーク マレーシア SDN.BHD. PT トリミトラ チトラハスタ 合肥市精捷塑胶技術有限公司 エコ テックウェル インベストメント Inc. ナンカイ エンバイロテック Corp. ナンカイ メキシコ, S.A. de C.V. クロダ エレクトリック インディア PVT. LTD.

(1)クロダ シンセイ(タイランド)CO..LTD.は、当連結会計年度において清算したため、 連結の範囲から除外しております。

(2)イーコリア&クロダ エレクトリック インディア PVT.LTD.は、当連結会計年度におい 当社が保有する株式の一部を譲渡したことにより持分法適用関連会社となったた め、連結の範囲より除外しております。

(3)クロダ エレクトリック インディア PVT.LTD.は、新規に設立したため、当連結会計年 度より連結の範囲に含めております。

クロダ エレクトリック (ベトナム) CO.,LTD. 非連結子会社………3計 エコ テックウェル コリア INC. クロダ エレクトリック メキシコ S.A. de C.V.

上記の3社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等からみて、連結計算書類 に与える影響が軽微であるため、当連結会計年度は非連結子会社としております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社…1社 イーコリア&クロダ エレクトリック インディア PVT. LTD. 非連結子会社3社は、それぞれ当期純捐益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、 かつ全体としても重要性がないため、当連結会計年度は持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、3月末日の黒田テクノ㈱、㈱コムラテック、㈱Sohwa& Sophia Technologies、日動電工㈱、㈱天満トラスト、クロダ オートテック(タイラン ド) LTD.、クロダ エレクトリック インディア PVT.LTD.を除き、いずれも12月末日であ ります。連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日に係る計算書類を使用し、連結決 算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

- (1)重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① たな卸資産 主として先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっ ております。
 - ② 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法 その他有価証券…………時価のあるもの

> 連結決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、 売却原価は、移動平均法により算定しておりま す。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

③ デリバティブ 時価法

(2)重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産……… 当社は、定率法によっております。

(リース資産を除く) なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する 方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年4月1日 以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法によっ ております。

連結子会社は、主に定額法によっております。

② 無形固定資産……… 定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用 可能期間(5年~10年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産……… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金………… 当社は、債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、個別 に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

また、連結子会社は、主として債権内容により個別に必要と認められる額を計上しております。

- ② 賞与引当金………… 当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金…… 当社及び一部の連結子会社は、役員の賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金······ 一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、 内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1)重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理 の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

ヘッジ対象

為替予約取引及び直物為替先渡取引 外貨建債権債務、外貨建予定取引及び在外子会社持分への投資

- ③ ヘッジ方針 外貨建債権債務、外貨建予定取引及び在外子会社持分への投資に係る為替変動リスク を回避する目的で為替予約取引及び直物為替先渡取引を一部利用しております。その取 引は、社内管理規程に従い、実需の範囲内で行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であ り、高い相関関係があると考えられるため、有効性の判定を省略しております。
- (2)のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等に償却することとし ております。ただし、金額の僅少な場合は、発生年度で一括償却しております。
- (3)退職給付に係る会計処理の方法
 -) 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属 させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連 結会計年度から費用処理しております。
 - ③ 小規模企業等における簡便法の採用 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係 る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しておりま す。

招集ご通知

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計 基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度末の資本剰余金が193百万円減少しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は軽微であるため記載を省略しております。

(4)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産

建物及び構築物

27百万円 82百万円

土 地投資有価証券

11百万円

建物及び構築物、土地は、仕入債務の担保に供しております。 投資有価証券は、取引保証金の代用として差し入れております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

12,283百万円

3. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入等に対する保証債務 338百万円

4. 「土地の再評価に関する法律」に基づき再評価された事業用土地の帳簿価額と当連結 会計年度末評価額との差額 △177百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	39,446,162	_	_	39,446,162

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	1,810,864	281	_	1,811,145

(変動事由の概要) 自己株式増加の内訳は、次のとおりであります。 単元未満株式の買取りによる増加 281株

- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決	議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基	準	В	効力発生日
平成27年5月8	日取締役会	普通株式	752	20	平成27	年3月]31日	平成27年6月29日
平成27年10月3	0日取締役会	普通株式	1,768	47	平成27	年9月]30日	平成27年12月10日
計			2,521	67				

- (注) 平成27年3月31日基準日の1株当たり配当額20円には、創業70周年記念配当3円が含まれております。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	風を見る	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成28年5月13日取締	帝役会 普通株式	利益剰余金	752	20	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金調達については必要な資金を銀行等金融機関からの借入により行っております。

また、デリバティブ取引については外貨建取引の為替相場変動リスクを回避する目的 で為替予約取引等を一部利用しております。その取引は実需の範囲内で行うこととして おり、投機的な取引は行わない方針であります。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
 - ① 営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、当社の社内管理規程に沿って取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適時把握し財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握やリスク低減を図っております。連結子会社においても、当社に準じた管理を行いリスク低減を図っております。
 - ② 営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、すべて1年以内の支払期日であります。
 - ③ 有価証券及び投資有価証券は、主として株式であり上場株式における市場価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の把握を行うとともに、保有状況の見直しを行っております。
 - ④ 短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びリース債務は 主に設備投資に係る資金調達であります。長期借入金は、金利上昇リスクを受けな いよう固定金利としております。
 - ⑤ 当社が利用している為替予約取引等は、為替相場の変動リスクを有しております。 なお、取引の契約先は国内の大手金融機関であるため、契約不履行によるリスクは ほとんどないと認識しております。また、為替予約取引等は社内管理規程で取引権 限を設けており、管理本部が管理を行っております。取引結果は、毎月関係役員及 び執行役会に報告しております。
- (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

			(+ \(\frac{1}{2} \) 1/
	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	19,053	19,053	_
(2) 受取手形及び売掛金	53,155	53,155	_
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	2,579	2,579	_
(4) 支払手形及び買掛金	(28,257)	(28,257)	_
(5) 電子記録債務	(1,623)	(1,623)	_
(6) 短期借入金	(468)	(468)	_
(7) リース債務 (短期)	(369)	(369)	_
(8) リース債務 (長期)	(492)	(480)	△12
(9) デリバティブ取引	261	261	

- (*1) 負債に計上されているものについては、() 書きで表示しております。
- (*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となるものについては、() 書 きで表示しております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
 - ① (1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ② (3)有価証券及び投資有価証券
- 上場株式の時価については、取引所の価格によっております。 ③ (4)支払手形及び買掛金、(5)電子記録債務、(6)短期借入金、(7)リース債務 (短期) 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ④ (8)リース債務(長期) 時価については、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法に よっております。
- ⑤ (9)デリバティブ取引
 - デリバティブ取引は為替予約取引及び直物為替先渡取引で、時価については、取引先金融機関から提示された価格 等に基づき算定しております。
 - 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、 その時価は当該売掛金及び買掛金の時価に含めております。
- 2. 非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難 と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記) 1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益 潜在株式調整後1株当たり当期純利益

1,966円29銭 102円86銭 -銭

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

T) .	- 1		ウェ
科(答音の如)		金	額
(資産の部)			60.007
流動資産			63,387
現金及び預金			8,424
受取手形			664
電子記録債権			3,677
売掛金			37,977
商品			8,784
繰延税金資産			135
関係会社短期貿	資付金		565
未収入金			2,056
その他			1,107
貸倒引当金			
固定資産			26,624
有形固定資産			3,048
建物			1,241
構築物			42
機械及び装置			22
工具、器具及び	が備品		107
リース資産	, MIDGO		337
十地			1.297
無形固定資産			2,090
ソフトウエア			2,081
リース資産			7
その他			1
投資その他の資産	¥		21,485
投資をの他の資産	_		2,287
関係会社株式			15,659
関係会社出資金	≥		2,955
関係会社長期貨	_		394
操延税金資産	≦1,7 <u>217</u>		26
深延枕並貝座 その他			165
貸倒引当金			165 △2
	<u></u>		
資 産 合	6 l		90,012

			(単位:百万円)
科		金	額
(負債の	部)		
流動負債			34,487
支払手形			284
電子記録債	終		1,623
買掛金			21,856
未払金			39
未払費用			501
未払法人税	笙		261
	_		294
賞与引当金			-
役員賞与引			33
リース債務	i		231
その他			9,361
固定負債	_		609
リース債務			140
再評価に係る			274
退職給付引			195
負債			35,096
(純資産の)部)		
株主資本			54,078
資本金			10,045
資本剰余金			10,267
資本準備金			10,267
利益剰余金			35,671
利益準備金			168
その他利益	剰余金		35,503
固定資産	圧縮積立金		43
別途積立			18,800
繰越利益	剰余金		16,660
自己株式			△1,907
評価・換算差額	等		837
その他有価証券			290
繰延ヘッジ損			6
土地再評価差			540
純資産			54,915
負債純資			90,012
只识代史	포니미		JU,U 1 Z

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

		(単位:百万円)
科目	金	額
売上高		191,797
売上原価		180,364
売上総利益		11,433
販売費及び一般管理費		8,466
営業利益		2,967
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,432	
仕入割引	3	
貸倒引当金戻入	20	
経営指導料	296	
雑収入	24	2,776
営業外費用		
支払利息	38	
売上割引	8	
為替差損	298	
雑損失	4	349
経常利益		5,394
特別利益		
投資有価証券売却益	40	40
特別損失		
支払補償金	70	
投資有価証券売却損	32	
投資有価証券評価損	21	
固定資産除却損	0	124
税引前当期純利益		5,310
法人税、住民税及び事業税	1,017	
法人税等調整額	138	1,156
当期純利益		4,154

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

				(羊は・ロハリル
		†	朱 主 資 本	<u>z</u>
項目			資本乗	制余金
	資	本 金	資本準備金	資本剰余金 合 計
当 期 首 残 高		10,045	10,267	10,267
当 期 変 動 額 新株の発行(新株予約権の行使)		_	_	_
剰余金の配当		_	_	_
当期純利益		_	_	_
自己株式の取得		_	_	-
固定資産圧縮積立金の取崩		_	_	_
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		_	_	_
当期変動額合計		_	_	_
当 期 末 残 高		10,045	10,267	10,267

(単位:百万円)

			株	主 貸	本		
		利	益剰余	金			
項目	利益		他利益剰:		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	準備金	固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	合計		合 計
当 期 首 残 高	168	43	18,800	15,026	34,038	△1,906	52,445
当 期 変 動 額							
新株の発行(新株予約権の行使)	_	_	_	_	_	_	_
剰余金の配当	_	_	_	△2,521	△2,521	_	△2,521
当期純利益	_	_	_	4,154	4,154	_	4,154
自己株式の取得	_	_	_	_	_	△0	△0
固定資産圧縮積立金の取崩	_	△0	_	0	_	_	_
土地再評価差額金取崩	_	_	_	0	0	_	0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	_	_	_	_	_	_	_
当期変動額合計	_	△0	_	1,633	1,633	△0	1,632
当 期 末 残 高	168	43	18,800	16,660	35,671	△1,907	54,078

					(単位:百万円)		
		評価・換	算差額等		純資産合計		
項目	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価差額金 損 益 差額金 差額等合計					
当 期 首 残 高	682	△274	526	934	53,380		
当 期 変 動 額							
新株の発行(新株予約権の行使)	_	_	_	_	_		
剰 余 金 の 配 当	_	_	_	_	△2,521		
当 期 純 利 益	_	_	_	_	4,154		
自己株式の取得	_	_	_	_	△0		
固定資産圧縮積立金の取崩	_	_	_	_	_		
土地再評価差額金取崩	_	_	△0	△0	_		
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△391	280	14	△96	△96		
当期変動額合計	△391	280	13	△97	1,535		
当 期 末 残 高	290	6	540	837	54,915		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券………償却原価法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券…………時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブ

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……… 定率法によっております。

(リース資産を除く) なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方

法と同一の基準によっております。ただし、平成10年4月1日以降 に取得した建物(附属設備を除く)については定額法によっており

ます。

(2) 無形固定資産……… 定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用

可能期間(5年~10年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によってお

ります。

(4) 長期前払費用…… 定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……… 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期 の負担額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金…… 役員の賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金…… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりで

す。_

- ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法
 数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の
 平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により
 按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

ヘッジ対象

為替予約取引及び直物為替先渡取引
外貨建債権債務、外貨建予定取引及び在外子会社持分への投資

(3) ヘッジ方針

外貨建債権債務、外貨建予定取引及び在外子会社持分への投資に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引及び直物為替先渡取引を一部利用しております。その取引は、社内管理規程に従い、実需の範囲内で行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法 為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、高 い相関関係があると考えられるため、有効性の判定を省略しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産

27百万円 + 地 82百万円 投資有価証券 11百万円

建物、土地は、仕入債務の担保に供しております。 投資有価証券は、取引保証金の代用として差し入れております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

4.126百万円

3. 保証債務

関係会社の金融機関等からの借入等に対する保証債務 2.131百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権 7.887百万円 短期金銭債務 9.901百万円

5.「土地の再評価に関する法律」に基づき再評価された事業用土地の帳簿価額と 当期末評価額との差額 △177百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業取引 (収入分) 15.650百万円 営業取引 (支出分) 10.558百万円 営業取引以外の取引高 2,704百万円

(株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式に関する事項

株式の種類	当 期 首	増 加	減少	当 期 末
普通株式 (株)	1,810,864	281	_	1,811,145

(変動事由の概要) 自己株式増加の内訳は、次のとおりであります。 単元未満株式の買取りによる増加 281株

2. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

/√□	7.1	ᅫ	\sim	沙交	ᆓ	
(徐紫	ᄣ	잰	₹	e	産)	

 退職給付引当金 賞与引当金 未払事業税 減損損失 その他 繰延税金資産小計 経延税金資産小計 経延税金資産合計 (繰延税金資産合計 その他有価証券評価差額金 固定資産圧縮積立金 	関係会社株式評価損	293百万円
未払事業税28減損損失6その他63繰延税金資産小計623評価性引当額△311繰延税金資産合計312(繰延税金負債)28その他有価証券評価差額金128固定資産圧縮積立金19	退職給付引当金	141
 減損損失 その他 繰延税金資産小計 経延税金資産小計 経延税金資産合計 (繰延税金資産合計 その他有価証券評価差額金 固定資産圧縮積立金 623 311 312 	賞与引当金	90
その他63繰延税金資産小計623評価性引当額△311繰延税金資産合計312(繰延税金負債)20他有価証券評価差額金その他有価証券評価差額金128固定資産圧縮積立金19	未払事業税	28
繰延税金資産小計 623 評価性引当額 △311 繰延税金資産合計 312 (繰延税金負債) その他有価証券評価差額金 128 固定資産圧縮積立金 19	減損損失	6
評価性引当額 △311 繰延税金資産合計 312 (繰延税金負債) その他有価証券評価差額金 128 固定資産圧縮積立金 19	その他	63
繰延税金資産合計312(繰延税金負債)128おの他有価証券評価差額金128固定資産圧縮積立金19	繰延税金資産小計	623
(繰延税金負債)その他有価証券評価差額金128固定資産圧縮積立金19	評価性引当額	△311
その他有価証券評価差額金 128 固定資産圧縮積立金 19	繰延税金資産合計	312
固定資産圧縮積立金 19	(繰延税金負債)	
	その他有価証券評価差額金	128
	固定資産圧縮積立金	19
その他 3	その他	3
操延税金負債合計 150 150	繰延税金負債合計	150
繰延税金資産の純額 161	繰延税金資産の純額	161

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳 法定実効税率 33.1%

(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.6
住民税均等割等	0.6
受取配当金の益金不算入	△14.1
その他	1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.8

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を Eする等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28 改正する等の法律」 年4月1日以降開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴 い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る 解消時期に応じて以下のとおりとなります。 平成28年3月31日まで 33.06% 平成28年4月1日から平成30年3月31日まで 30.86% 平成30年4月1日以降 30.62% この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が7百

万円減少し、法人税等調整額が14百万円増加しております。また、再評価に係る繰延税金負 債の金額は14百万円減少しております。

(関連当事者との取引)

子会社

(単位:百万円)

									(+ 1 2	· 日刀口/
種類	会社等 の名称	所在地	資本金 または 出資金	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
	上海黒田貿易 有限公司	中国 上海市	13,540 千米ドル		(所有) 直接 100.0	役員兼任 商品の販売	商品の 販売	4,000	売掛金	1,913
	黒田電气(香港) 有限公司	香港	4,000 千香港ドル		(所有) 直接 100.0	役員兼任 商品の販売	商品の 販売	3,113	売掛金	1,259
子会社	クロダ エレクトリック U.S.A.INC.	アメリカ 合衆国 カリフォルニア州	1,500 千米ドル	電気材料、一般 電子部品、その 他商品の卸売	(所有) 直接 100.0	役員兼任 商品の販売	商品の 販売	2,148	売掛金	933
JAIL	黒田テクノ株式会社	横浜市港北区	200 百万円	自動機械、その 他製品の製造販 売	(所有) 直接 100.0	役員兼任 資金の預り	資金の 預り (注)3	1,102	預り金	1,309
	株式会社 コムラテック	大阪府 東大阪市	100 百万円	液晶用特殊版材 の製造販売	(所有) 直接 100.0	役員兼任 資金の預り	資金の 預り (注)3	5,723	預り金	5,991
	日動電工株式会社	大阪市 北区	190 百万円	電設資材、電力 資材等の製造 販売	(所有) 直接 10.9 間接 58.3	役員兼任 資金の預り	資金の 預り (注)3	1,372	預り金	1,614

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 子会社との取引は、一般取引と同様であります。
 - 2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。
 - 3. 国内子会社とのキャッシュマネジメントシステムによる預り金であり、利率については市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、資金の決済が随時行われているため、取引金額は期中の月末平均残高を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1株当たり当期純利益

潜在株式調整後1株当たり当期純利益

1,459円15銭 110円38銭 -銭

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類等

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

黒田電気株式会社 監査委員会

監査委員長 常 山 邦 雄 殿 俊 監査委員 出 田重 殿 監査委員 黒 \blacksquare 信行 殿 監 杳 委 員 | | | 下 淳 殿

有限責任 あず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 **北山久恵** ⑩

指定有限責任社員 公認会計士 吉形圭右 @ 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、黒田電気株式会社の平成27年4月1日から 平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結 株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、黒田電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

黒田電気株式会社 監査委員会

監查委員長 常 山 邦 雄 殿 監查委員 岡 田 重 俊 殿 監查委員 黒 田 信 行 殿 監查委員 山 下 淳 殿

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 **北山久恵** @ 業務執行社員 公認会計士 **北山久恵** @

指定有限責任社員 公認会計士 吉形圭右 @

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、黒田電気株式会社の平成27年4月1日から 平成28年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその 附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書 類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用するこ とが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査音目

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

計算書類等

監 杳 報告 書

当監査委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第81期事業年度における取締役及び執行役の職務の執 行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づ き整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況につ いて定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、執行役会などの重要な 会議に出席し、取締役及び執行役からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決 裁書類等を閲覧し、本社、子会社ほか主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社につい ては、子会社の取締役、及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、往査をおこなうほか必要に応じて子会社から 事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正 に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」 (平成17年10月28日企業会計審議会) 等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資 本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主 資本等変動計算書及び連結注記表) について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 執行役の職務の執行に関し、事業報告に記載のとおり一部の執行役が関与するコンプライアンス上不適切な対応があり ました。当該事項を除き、取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な 事実は認められません。監査委員会は執行役の処分をはじめとする改善措置の実行と継続を確認しており、引き続きコ ンプライアンス体制の強化と再発防止策の実施状況について監視してまいります。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業 報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告 に記載のとおり一部の執行役及び従業員が関与するコンプライアンス上不適切な対応があったことを当社が認識できな かったという事態が生じました。監査委員会は、会社が内部管理体制・ガバナンス上の問題点を解消するための改善措 置の実行と継続を確認しており、引き続きコンプライアンス体制の強化と再発防止策の実施状況について監視してまい ります。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人・有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人・有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

黒田電気株式会社 監査委員会

監査委員長 常川邦雄

岡田重俊 監査委員

監查委員

監査委員 川下

(注) 監査委員長 常山邦雄、監査委員 岡田重俊及び監査委員 山下淳は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に 規定する社外取締役であります。

以

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

当社の「取締役会の構成・社外役員選任についての方針と基準」は、平成27年12月18日に制定し、当社ホームページに開示しておりますが、この方針のもと、当社は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者によって、専門分野その他の多様性をもってバランスよく取締役会が構成されるよう、指名委員会において候補者を選出することとしております。

特に、社外取締役候補者については、その資質として、企業経営、コーポレート・ガバナンス、企業財務・会計や法律・法制度に精通し、かつ、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有しており、併せて当社の定める独立性判断基準を満たし、当社の経営における重要な事項への提言や経営の監督など、社外取締役としての職務を適切に遂行することができる候補者を指名委員会において選出することとしております。

現在の取締役6名全員は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、以下のとおり、CEO(最高経営責任者)、COO(最高執行責任者)を各々兼務する候補者、業務執行にあたらない社内出身の候補者、財務・企業会計に相当程度の知見を有する公認会計士・税理士資格を有する候補者、当社の重点事業分野において企業人として豊富な実務経験と知識を有する候補者、企業法務分野に精通した弁護士資格を有する候補者及び企業の監査業務などコーポレート・ガバナンスに関する実務経験を有する候補者の7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、社外取締役候補者4名は、いずれも当社が定める社外取締役候補者の独立性判断基準を 満たし、東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしています。

選任後の各委員会の構成及び取締役の独立性

地 位	氏 4	各	指名委員	報酬委員	監査委員	社外取締役 独立役員
取 締 役 代表執行役会長	金子	孝	0			
取締役 代表執行役社長	細川氵	告 —		0		
取 締 役	黒田(言行			\circ	
取 締 役	常山非	郎 雄	0	0	\circ	0
取 締 役	岡田	重 俊	0	0	0	0
取 締 役	山下	淳	0	0	0	0
取 締 役	篠	秀 一			0	0

候補者番号 **1**

再任

金子

たかし

昭和22年6月7日生 所有する当社株式数:27.048株

取締役候補者とした理由:

金子 孝氏は、当社の取締役会議長として取締役会を適正に運営し、経営の重要事項の決定及び経営の監督において適切な役割を果たしており、また、代表執行役CEOを兼務する取締役として、先の中期経営計画(平成23年11月発表)に掲げた連結売上高2,800億円を2期前倒しで実現した実績を有しております。中期経営計画の達成にむけ、更に強固な経営基盤の構築が必要とされるなか、これまでの経営者としての長年の経験と実績を踏まえ、事業全般に精通した経営監督機能において更に貢献できるものと判断したため、候補者といたしました。

取締役在任年数:17年(本総会終結時)

【出席率(当事業年度)】100%(取締役会・各委員会)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和45年3月 当社入社

平成11年6月 当社取締役

平成13年 4 月 当社常務取締役

平成15年4月 黒田テクノ株式会社代表取締役社長

平成16年 4 月 当社取締役常務執行役員管理本部

法務・知的財産/総務部担当 平成17年10月 当社取締役常務執行役員管理本部長

平成18年 4 月 当社取締役専務執行役員

平成18年6月 当社取締役兼代表執行役副社長

平成19年6月 当社取締役兼代表執行役社長

平成26年 4 月 当社取締役兼代表執行役会長 (現任)

候補者番号

再任

ほそ かわ こう いち 細川 浩一

昭和32年5月5日生 所有する当社株式数:13.605株

取締役候補者とした理由:

細川 浩一氏は、海外における実務経験をもとに当社ビジネスに精通していることから、多くの海外ビジネスのみならず、当社グループ内での事業全般においてリーダーシップを発揮し、実績を上げてまいりました。代表執行役COOを兼務する取締役として、ビジネス環境変化の激しいなか、こうした豊富な経験と実績を基盤とし、中期経営計画の実現に向けてこれまで以上に中核的な役割を果たし、グループにおける事業運営に必要とされる、グローバルな視点での経営監督の機能の向上にさらに寄与することができると判断したため、候補者といたしました。取締役在任年数:2年(本総会終結時)

【出席率(当事業年度)】100%(取締役会・各委員会)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年4月 当社入社

平成19年6月 当社執行役第五営業本部副本部長

平成21年10月 当社執行役中国・アジア担当

平成22年 4 月 当社執行役海外事業本部長

兼グローバル戦略室長 23年 4 月 当社執行役経営企画室長

平成23年4月 当社執行役経営企画室長 兼グローバル戦略室長

平成 24年 4 月 当社執行役常務海外統括

兼グローバル戦略室長

平成 26年 4 月 当社代表執行役社長

平成 26年 6 月 当社取締役兼代表執行役社長 (現任)

候補者番号

再任

黒田 信行

昭和25年 1 月13日生 所有する当社株式数: 21,691株

取締役候補者とした理由:

黒田 信行 氏は、これまで社内において、取締役のほか、執行役専務、管理本部長、管理統括を歴任し、管理部門及び営業部門でも実務経験を有しており、当社グループにおける内部管理に精通し、その経験と知見を基礎として重要な役割を果たしております。中期経営計画の進展に基づき、当社の更なる事業拡大が見込まれる中で、多角化・多様化していく当社事業グループにおいて、取締役会が、社内各分野に

あると判断したため、候補者といたしました。 取締役在任年数:10年(本総会終結時)

【出席率(当事業年度)】100%(取締役会・各委員会)

精通した業務管理・経営監督の機能を有する必要が

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和 47年 4月 当社入社

平成 15年 4 月 当社執行役員管理本部総務担当

平成 18年 4 月 当社執行役員物流本部長

平成 18年 6 月 当社取締役兼執行役物流本部長 兼管理本部副本部長

平成 19年 4 月 当社取締役兼執行役管理本部長

平成 19年 6 月 当社取締役兼執行役常務管理本部長

| 平成 21年 4 月 | 当社取締役兼執行役常務管理統括

平成 21年 6 月 当社取締役兼執行役専務管理統括

平成 26年 4 月 当社取締役 (現任)

候補者番号

再任 社外 独立

常山

邦雄

昭和22年11月5日生 所有する当社株式数:0株

社外取締役候補者とした理由:

常山 邦雄 氏は、公認会計士・税理士として企業会計に関する造詣が深く、また投資法人の監督委員としての経験など、幅広い知識と経験を持ち、今後、中期経営計画の進展に伴い、当社の更なる事業規模の拡大が見込まれるなか、取締役会が、適正な事業管理を行うにあたり、同氏が持つ財務・会計に関する相当程度の知見が必要であると判断したため、候補者といたしました。

また、過去及び現在の活動状況・兼務状況に照らして、当社の業務執行者に対しても独立した立場から経営の監督に参画いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものです。

同氏が社員を務める税理士法人常山総合会計事務 所及び監督役員を務めるトップリート投資法人と当 社とは取引関係はありません。

取締役在任年数: 4年(本総会終結時)

【出席率(当事業年度)】100%(取締役会・各委員会)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年10月 辻監査法人(後のみすず監査法人) 入所

昭和55年9月 武蔵監査法人 (現:新日本有限責任

監査法人)入所 昭和57年 3 月 常山公認会計士事務所開業

常山公認会計士事務所所長就任(現任)

昭和63年 4 月 常山邦雄税理士事務所開業 常山邦雄税理士事務所所長就任

平成17年10月 トップリート投資法人監督役員就任 (現任)

平成24年3月 税理士法人常山総合会計事務所設立 社員就任(現任)

平成24年6月 当社取締役(現任)

招集ご通知

 候補者番号
 再任

 4
 社外

 2
 独立

おか だ **尚** 田 重俊

昭和25年4月16日生 所有する当社株式数:0株

社外取締役候補者とした理由:

岡田 重俊 氏は、企業における経営及び実務に関する豊富な経験に基づき、当社の従来の枠組みにとらわれることのない実践的な視点から当社取締役会において適切な提言を行い、適切な意思決定及び経営監督に貢献いただいております。当社が中期経営計画において重点事業として位置づける自動車関連事業分野においても、客観的かつ専門的な視点から貢献いただけると判断したため、候補者といたしました。

また、過去及び現在の活動状況・兼務状況に照らして、当社の業務執行者に対しても独立した立場から経営の監督に参画いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものです。

取締役在任年数:3年(本総会終結時)

【出席率(当事業年度)】100%(取締役会・各委員会)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和50年4月 本田技研工業株式会社入社

平成 7 年10月 Honda of the UK Manufacturing Ltd. 品質管理部部長

平成11年6月 本田技研工業株式会社 部品事業本部品質保証室室長

平成 14年 3 月 本田技研工業株式会社退職

平成14年4月 日信工業株式会社入社

平成14年6月 同社取締役

平成18年4月 同社取締役常務執行役員生産本部長 兼東アジア地域本部長

平成19年4月 同社取締役専務執行役員経営管理本 部長兼米欧州地域本部長

平成21年6月 同社取締役退任・同社顧問就任

平成22年 4 月 日信工業株式会社退職

平成25年6月 当社取締役(現任)

候補者番号 再任 社外 独立

地下 淳

昭和33年3月5日生 所有する当社株式数:0株

社外取締役候補者とした理由:

山下 淳氏は、弁護士として企業法務分野に造詣が深く、豊富な実務経験と幅広い知識を持ち、当社取締役会において、的確かつ重要な提言を行い、当社経営の透明性、公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。今後、中期経営計画の進展に基づき、当社の更なる事業規模の拡大が見込まれるなか、当社のコーポレート・ガバナンスの向上、適正な事業運営にあたり、今後も取締役会におい確したが有する法務分野における知見に基づく的確な提言を行っていただくことが必要であると判断しため、候補者といたしました。

また、過去及び現在の活動状況・兼務状況に照らして、当社の業務執行者に対しても独立した立場から経営の監督に参画いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものです。

取締役在任年数:1年(本総会終結時)

【出席率(当事業年度)】100%(取締役会・各委員会)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和63年 4 月 第二東京弁護士会登録

昭和63年4月 田中・高橋法律事務所入所

平成 9 年 1 月 同事務所パートナー弁護士就任

平成13年5月 田中・秋田法律事務所

(現・クリフォードチャンス法律事務所

外国法共同事業)入所 同事務所パートナー弁護士就任

平成23年 5 月 K&L Gates外国法共同事業法律事務

所入所

同事務所パートナー弁護士就任 平成 26年 10月 ゾンデルホフ&アインゼル法律特許

事務所入所同事務所パートナー弁護士就任(現任)

平成27年6月 当社取締役(現任)

新任 候補者番号 社外 独立

しの 篠

しゅう いち 秀·

昭和24年12月1日牛 所有する当社株式数:0株

社外取締役候補者とした理由:

篠 秀一 氏は、今後、当社の中期経営計画の進展 に伴い、当社の事業規模のグローバルな拡大が見込 まれるなか、企業における豊富な経営、監査監督及 び実務に関する幅広い知見と経験を有することから、 経営の透明性の確保、当社に求められるコーポレー ト・ガバナンスのさらなる向上など、事業分野及び コーポレートファイナンス全般にわたる適正な管理 に向け、客観的かつ専門的な視点から貢献いただけ るものと判断したため、候補者といたしました。

また、過去及び現在の活動状況・兼務状況に照ら して、当社の業務執行者に対しても独立した立場か ら経営の監督に参画いただけるものと判断し、社外 取締役候補者とするものです。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年 4 月 川一證券株式会社入社

昭和60年 5 月 株式会社日本インベスターズサービス (現株式会社格付投資情報センター) 出向

格付第一部主席アナリスト

昭和62年9月 山一證券復帰、引受企画部総務課長 平成5年5月 山一證券株式会社大阪証券引受部長 平成10年4月 積水化学工業株式会社入社

総務部、財務部、広報部など担当

平成14年3月 同社コーポレートコミュニケーション部 IRグループ長

同社コーポレートコミュニケーション部長 平成20年3月 平成22年6月 同社常勤監査役就任、

積水樹脂株式会社社外監査役並びに 株式会社積水工機製作所社外監査役就任

(以上全て平成26年6月退任) アルメタックス株式会社社外監査役就任 (平成24年6月退任)

平成26年7月 積水化学工業株式会社顧問、

セキスイ保険サービス株式会社監査役就任 (以上全て平成27年6月退任)

平成 27年 6 月 株式会社ギガプライズ社外取締役就任(現任)

<社会活動歴>

平成24年1月

公益社団法人日本監査役協会 海外監査研究会委員として「海外監査マニュアル」 を策定(平成25年7月まで)

- (注) 1. 各候補者と当社の間にはいずれも特別の利害関係はありません。
 - 2. 取締役候補者 常山邦雄、岡田重俊、山下淳、篠秀一の各氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者 であります。

- 3. 当社の社外取締役としての独立性要件を充足する候補者は、以下の各項目に該当する者となります。
 - ① 現在又は過去に当社又は当社の連結子会社において 取締役(社外取締役を除く)・監査役(社外監査役を除く)・執行役員又は使用人でなく、過去においても当社の取締役(社外取締役を除く)・監査役(社外監査役を除く)・執行役員又は使用人であったことがないこと。
 - ② 過去5年間のいずれかの事業年度において、当社の大株主(総議決権の10%以上の株式を実質的に保有する株主)又はその2親等以内の親族でないこと。当該大株主が法人の場合はその役職員又はその2親等以内の親族でないこと。
 - ③ 当社が大株主である法人の役職員であったことはないこと。
 - ④ 当社の主要な取引先法人(直前事業年度及び過去3事業年度における当社との取引の支払額又は受取額が、当社又は取引 先(その親会社及び重要な子会社を含む)の連結売上高の2%以上を占めている法人)の役職員でないこと。
 - ⑤ 当社から多額の寄付(過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は寄付先の連結売上高もしくは総収入の2%のいずれか大きい額以上の金額)を受けている法人・団体等の理事その他の役職員でないこと。
 - ⑥ 当社との間で、取締役・監査役・執行役又は執行役員を相互に派遣していないこと。
 - ⑦ 過去5年間のいずれかの事業年度において、当社の現任会計監査人の代表社員、社員、パートナー又は従業員であったことがないこと。
 - ⑧ 当社から役員報酬以外に、多額の金銭(過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の連結売上高の2%以上を超えること)その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等でないこと。
 - ⑨ 当社の取締役・執行役及び部長職以上の幹部職使用人の配偶者、2親等内の親族、同居の親族又は生計を一にする者ではないこと。
 - ⑩ 当社の大株主が、過去又は現在において株主提案によって社外取締役候補者として指名した者でないこと。
 - ⑪ 再選された場合に社外取締役の在任期間が、原則として連続6年以上となる候補者でないこと。
- 4. 取締役候補者 常山邦雄、岡田重俊、山下淳の各氏は東京証券取引所が指定を義務付けている一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
- 5. 取締役候補者 篠秀一 氏は東京証券取引所が指定を義務付けている一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の要件を満たしており、同取引所に独立役員届出書を提出する予定であります。
- 6. 当社において、平成27年8月21日開催の臨時株主総会に関連してなされた、株主提案に反対する趣旨の「自生会 従業員一同」名義での声明文の公表に際し、一部の執行役及び従業員によるコンプライアンス上不適切な対応があったことを当社が認識できなかったという事態が生じました。

社外取締役候補者 常山邦雄、岡田重俊、山下淳の各氏は、各氏が委員を務める監査委員会において、当社と利害関係を有しない外部専門家に調査を依頼することが適切であると判断し、平成27年9月10日に社外調査委員会を設置することを決定し、この声明文の作成・公表についての調査を同委員会に委託いたしました。

さらに各氏は日本取引所自主規制法人と連絡を取り、日常の相互監視に加え、執行役のコンプライアンスに関する適切な判断やその他役職員への指導も含めた監視・監督体制の強化を提言し、さらに、内部通報システムの運用ルールの変更を伴う自 浄作用の促進等を監査委員として提言しました。

第2号議案 補欠社外取締役1名選任の件

法令に定める社外取締役の員数を欠くことになる場合に備え、第1号議案が原案どおり承認可 決された場合の常山邦雄氏、岡田重俊氏、山下淳氏又は篠秀一氏の補欠の社外取締役として、あ らかじめ補欠の社外取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の内容は、指名委員会の決定に基づくものであります。

補欠社外取締役候補者は、次のとおりであります。

社外 独立 六車 明

昭和27年6月9日牛 所有する当社株式数:0株

補欠社外取締役候補者とした理由:

六車 明氏は、裁判官・弁護士として法曹界における豊富な実務経験と幅広い知識を持ち、今後、中期経営計画の進展に伴い、当社の事業規模の拡大が見込まれ、取締役会が、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンスの向上が求められるなか、適正な事業管理を行うにあたり、同氏が持つ法務分野における知見が必要であると判断したため、候補者といたしました。

また、過去及び現在の活動状況・兼務状況に照らして、当社の業務執行者に対しても独立した立場から経営の監督に参画いただけるものと判断し、補欠社外取締役候補者とするものです。

同氏は、法令に定める社外取締役の員数を欠くことになる場合に備え、「取締役選任議案」が原案どおり承認・可決された場合の、常山 邦雄 氏、岡田重俊 氏、山下 淳 氏又は 篠 秀一 氏の補欠の社外取締役候補者とするものです。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年4月 東京地方裁判所判事補 昭和57年4月 高松家庭裁判所判事補 昭和60年4月 法務省検事局付検事 平成元年4月 東京地方裁判所判事 平成3年4月 仙台地方裁判所判事

平成 7 年 4 月 東京高等裁判所判事職務代行

平成 9 年 4 月 東京高等裁判所判事

平成10年4月 総理府公害等調整委員会事務局審査官

平成11年3月 東京高等裁判所判事

平成11年 4 月 慶應義塾大学法学部助教授 平成14年 4 月 慶應義塾大学法学部教授

平成 14年 4 月 慶應義型大字法字部教授 平成 16年 4 月 慶應義塾大学法科大学院

法務研究科教授(現任)

平成26年 1 月 第二東京弁護士会登録

<社会活動歴>

平成14年10月 法務省政策評価懇談会委員 (平成26年3月まで)

平成21年12月 独立行政法人環境再生保全機構契約

監視委員会委員

(平成27年11月まで)

- (注) 1. 六車明 氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 六車明 氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者の資格を有しております。
 - 3. 六車明 氏は、東京証券取引所が指定を義務付けている一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の要件を満たして おり、就任された後、同取引所に独立役員届出書を提出する予定であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、書面(議決権行使書)又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

11インターネットによる議決権行使について

(1)インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する 以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことに よってのみ可能です。(毎日午前2時から午前5時まで は取扱い休止となります。また、株主様のインターネット環境によってはご利用できない場合もございます)

スマートフォン又は携帯電話による議決権行使は、バーコード読取機能を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細につきましては、お手持ちのスマートフォン又は携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



議決権行使ウェブサイト http://www.evote.jp/

- (2)議決権行使書用紙に記載された「ログイン I D」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議決権を行使してください。
- (3)郵送とインターネットにより議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (4)議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用(インターネット接続料金・通信料金等)は株主様のご 負担となります。
- (5)インターネットによる議決権の行使は、平成28年6月28日(火曜日)午後5時30分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

2パスワードの取り扱い

- (1)株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2)パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

3 お問合せ先

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ (ヘルプデスク)

■ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

[電話] 0120-173-027 (通話料無料) [受付時間] 9:00 ~ 21:00

機関投資家の皆様へ

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以上

株主総会会場のご案内

会 場/大阪市淀川区木川東四丁目11番3号 当社 本店5階会議室 電話 06-6303-1300

交通機関/地下鉄 御堂筋線 西中島南方駅 1番出口より 徒歩約10分 阪急電鉄 京都線 南方駅 西改札口より 徒歩約12分 地下鉄 御堂筋線 新大阪駅 7番出口より 徒歩約15分 JR 東海道線・新幹線 新大阪駅 1階中央口より 徒歩約15分 ※徒歩でご来場の場合、御堂筋線 西中島南方駅からのご利用が便利です。



